

令和7年台風第22号・第23号で発生した 災害廃棄物（廃木材等）の島外処理の状況について

八丈町では、令和7年台風第22号・第23号により発生した災害廃棄物について、島内の処理施設をできる限り活用しながら、処理を進めています。

一方で、島内だけでは目標とする期間内に処理を終えることが難しい廃木材等については、島内で分別・破砕などを行ったうえで、島外へ運び、処理を行います。

八丈町、東京都、公益財団法人東京都環境公社が連携して進めている、災害廃棄物（廃木材等）の島外処理の状況についてお知らせします。

1 島外処理する災害廃棄物（廃木材等）

- ・ 廃木材（柱・角材、倒木等）
- ・ 可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））

2 島外処理の流れ

1. 島内で廃木材等を分別し、必要に応じて破砕します。
2. 災害廃棄物輸送用コンテナに積み込み、船で島外へ輸送します。
3. 島外到着後、トラックで処理施設へ運びます。
4. 廃木材は処理施設でマテリアルリサイクルを行い、可燃性廃棄物は清掃工場で焼却します。

3 島外処理に係る委託事業者等（令和8年6月末時点）

契約事業者名	
公益財団法人 東京都環境公社	
区分	再委託先事業者名
船舶輸送	伊豆七島海運株式会社
島外陸上輸送	日本通運株式会社
処理施設	東京ボード工業株式会社

4 処理の状況（令和8年6月末時点）

令和8年1月28日(水)から、廃木材（柱・角材）の島外処理を開始し、6月末時点で、約100トン进行处理しています。※ 6月末時点で、廃木材（倒木等）及び可燃性廃棄物の処理実績はありません。

この取組は、八丈町、東京都、公益財団法人東京都環境公社が締結した「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」に基づき実施しています。

- ・ 八丈町は、島内において災害廃棄物の分別、破砕、コンテナへの詰込み、港までの陸上輸送をしています。
- ・ 東京都は、島内処理と島外処理を円滑に進めるための総合調整を行っています。
- ・ 公益財団法人東京都環境公社は、八丈町から委託を受け、船舶輸送、島外での陸上輸送、処理施設での処理を関係事業者と連携して進めています。